

公設事務所弁護士の要件

(弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則)

第十三条 公設事務所弁護士は、公益的活動の実践に必要な民事及び刑事の訴訟実務経験並びに多重債務者の債務整理事件(自己破産の破産手続開始申立事件及び任意整理事件を含む。以下同じ。) の処理の経験を有する弁護士又は当該弁護士を公設事務所に常駐する社員又は使用人である弁護士 (以下「常駐社員等」という。) に指定できる弁護士法人でなければならない。

2 次に掲げる弁護士は、公設事務所弁護士若しくはその候補者又は弁護士法人が公設事務所弁護士若しくはその候補者となる場合における当該公設事務所の常駐社員等となることができない。

一 所属弁護士会の会規、規則等の規定により国選弁護人候補として日本司法支援センターに推薦しない旨決定され、その決定が効力を失っていない者

二 所属弁護士会の会規、規則等の規定により私選弁護人として紹介を受けることができない者(紹介を受けることができない理由が、自らの意思によって私選弁護人の候補者の名簿に登載されていないことによる場合を除く。)

三 日本司法支援センターとの間で、民事法律扶助業務又は国選弁護業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについての契約を締結していない者(当該契約を締結できない事由がなく、公設事務所を設置するまでの間に当該契約を締結する旨誓約している場合を除く。)

四 業務停止の懲戒処分を受けている者(効力の停止中の者を含む。) 又は業務停止期間が満了した日から一年を経過していない者

五 除名又は退会命令の懲戒処分を受け、効力の停止中の者

六 第十五条第五項の規定により公設事務所弁護士を解任された日から三年を経過していない者

七 六十七歳以上の者

3 次に掲げる弁護士法人は、公設事務所弁護士又はその候補者となることができない。

一 日本司法支援センターとの間で、民事法律扶助業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについての契約を締結していない者(当該契約を締結できない事由がなく、公設事務所を設置するまでの間に当該契約を締結する旨誓約している場合を除く。)

二 社員の全員が前項各号のいずれかに該当する者

三 業務停止の懲戒処分(当該弁護士法人のいずれかの法律事務所の業務停止の懲戒処分を含む。) を受けている者(効力の停止中の者を含む。) 又は業務停止期間が満了した日から一年を経過していない者

四 退会命令の懲戒処分を受けた日から三年を経過しない者

五 除名の懲戒処分を受け、効力の停止中の者

六 第十五条第五項の規定により公設事務所弁護士を解任された日から三年を経過していない者